

特定計量器販売事業届出の手引き

1. 届出等の事務手続き

< 共通事項 >

- 届出等の様式については↓こちら（県ホームページ）をお使いください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/keiryo/48635482614.html>
- 下線がある書類については、事業者控えとして副本に県の受領印を押印してお返しします。
- 郵送で手続きする場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 必要に応じて現地調査を行います。

(1) 事業の届出

届出対象事業：特定計量器の販売事業

事業の区分：非自動はかり、分銅及びおもり（家庭用計量器を除く。）

事業の区分の略称：質量計

必要書類	1 特定計量器販売事業届出書（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 事業所及び事業所付近の見取図（1 通）
手数料	なし

(2) 変更届

①氏名又は名称、住所、代表者名の変更

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（1 通）
手数料	なし

②営業所の名称及び所在地の変更

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（1 通）
	3 事業所及び事業所付近の見取図（1 通）
手数料	なし

③事業譲渡による氏名または名称の変更

※届出に係る事業の全部を譲り受けたことにより販売事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 事業譲渡証明書（1 通）
手数料	なし

④事業合併による名称の変更

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
手数料	なし

⑤相続による氏名または名称の変更

※相続により販売事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 事業承継同意証明書（個人の場合は相続証明書）（1 通）
手数料	なし

⑥事業継承による氏名又は名称の変更

※分割により販売事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 事業承継証明書（1 通）
手数料	なし

（3）廃止届

必要書類	1 事業廃止届（正副 2 通）
手数料	なし

2. 遵守事項

販売事業者が遵守すべき事項は、次のとおりです。

- 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。
- 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

【参考】計量器販売事業者の知識（新規届出時に配布）

【参考】体重計、調理用はかり等の家庭用特定計量器を輸入・販売している事業者の皆様へ

【問い合わせ先】

山梨県計量検定所

〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬 785

TEL : 055 (261) 9130 FAX : 055 (261) 9132